徳島県告示第４２８号

森林法（昭和26年法律第２４９号）第33条の２第１項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和８年８月14日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

海部郡海陽町浅川字荒瀬15の１・15の４４７・15の４４８（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、15の４６３、小谷字北河内98、99、１５１の１・１５１の27・１５１の28（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、１５１の29から１５１の33まで、１５１の36、１５１の66から１５１の68まで（以上３筆について次の図に示す部分に限る。）、１５１の69、１５１の70

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　主伐に係る伐採種は、定めない。

イ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び海陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）